

著作権制度の普及啓発に関する検討

1. 普及啓発に関する取組の現状について

➤ 文化庁著作権課の取組

著作権に関する普及啓発事業として、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図っている。

○ 対象者別の講習会の実施

自治体との共催による著作権セミナーのほか、教職員、図書館等職員、都道府県等著作権事務担当者を対象とした講習会を実施

○ 著作権教育教材の提供

一般向けの「著作権テキスト」や「著作権なるほど質問箱」のほか、教科に応じた学校向けの著作権指導事例集、小学校～高校向けの紙芝居とワークシート等を作成し、インターネット等で公開

○ 普及啓発活動

全国の学校への啓発ポスターの配布、著作権広報大使「ハローキティ」による啓発動画の発信や啓発イベントの実施、民間企業・団体の行う海賊版対策キャンペーンとの連携

➤ 教育関係の取組

○ 新学習指導要領及び教科書における記載

- ・ 新学習指導要領（平成29・30年告示）において、著作権や知的財産に関する内容を充実。小学校の音楽、中学校の技術・家庭（技術分野）、音楽、高等学校の音楽、美術、工芸、書道等において、知的財産を創造、保護及び活用しようとする態度の涵養、創造性を尊重する態度の形成を図るよう指導することとしている。
- ・ 新学習指導要領の内容に基づき、教科書発行者がその創意工夫により編集した教科書が随時使用開始され、学校現場において使われている（小学校：令和2年度より、中学校：令和3年度より、高等学校：令和4年度より随時）。

また、教科書の「知財」に関する記載については、内閣府において調査が行われ、利活用に向けた取り組みについて検討中。

➤ 知的財産関係の取組

「新しい創造をする」こと、及び「創造されたものを尊重する」ことを、楽しみながら育むことを目指す「知財創造教育」の取組を実施。「知財創造教育」は、発達段階に応じて、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護・活用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図り、もって知的財産の創造に始まり、保護・活用に至る知的創造サイクルの好循環を生み出すための人材を育む教育と定義される。

2017年より、知財創造教育推進コンソーシアムを中心として、全国8地域で地域主導型の地域コンソーシアムを設置するなど、知財創造教育の推進に向けた取組を実施。また、昨年度、知財創造教育の普及実践をより一層推進するためのアクションプランを取りまとめ公表。

2. 今後の方向性

- 著作権制度・政策のみならず、創造性を育むという点も含め、幅広く普及啓発に関する取組が行われているが、容易に著作物にアクセスし利用できるデジタル・ネットワーク環境が、知らず知らずのうちに著作権を侵害する状況を引き起こしている。このため、国民の著作権に関する意識をより一層向上させる効果的な取組が必要である。
- SNS等の普及等に伴って、誰もが容易に著作物の創作・発信・利用を行うことが可能になり、全ての国民が日常的に著作権に関わる状況において、著作権に関する普及啓発を実施する上で留意すべき視点を整理すると、以下になるのではないかと。
 - ① 著作権は身近な権利であり、利用する側が知らず知らずのうちに他人の権利を侵害する可能性がある反面、自らの著作物を侵害される可能性もあることを全ての人が意識できるようにすること
 - ② 著作物利用に伴う権利者への適切な対価還元が、新たなコンテンツの創作につながることを利用する際に意識できるようにすること
 - ③ 著作物を創作した者の想いを尊重することの重要性を利用する際に意識できるようにすること
- 知財創造教育推進コンソーシアムにおいては、知財創造教育を普段の授業の中で既にある素材等を活用して進める方向性である。また、教育現場の長時間勤務や感染症対策による多忙化等の環境、新学習指導要領の全面実施の状況や、学校における働き方改革、GIGAスクール構想等の新しい時代の学校教育の実施が求められていることを踏まえ、著作権に関する教育については、学校現場の負担に留意する必要がある。
- デジタル化・ネットワーク化の急速な進展に伴い、子どもから大人までインターネットを利用して多様なコンテンツを創作・発信・利用できるような環境になったため、むしろ、SNSを頻繁に利用する若年層も含め、広く社会一般に働きかけ、日常の様々な場面やタイミングで意識づけする方策が効果的ではないかと。

3. 今後考えられる取組の例

これまでの取組に加えて今後行うべき取組の例として、以下のような取組は考えられるか。また、これらを行うには、官民の連携やクリエイターの協力も不可欠だが、実効性の確保のための工夫や留意点はあるか。

- ・ 創作者の目線から、創作活動を行ったり著作物を公表したりする際に、自分の権利を守るために行うべきことをまとめた資料等を作成し、コンテンツの創作に関わるタイミングやクリエイター同士の学びの場で広報を実施。
- ・ 「映画館にいこう！」実行委員会が実施する「映画盗撮防止キャンペーン（NO MORE 映画泥棒!）」などを参考に、コンテンツの視聴のタイミングで注意喚起する仕掛けを官民が連携して構築。

- ・ SNSへの投稿の際に、著作権に関する配慮がされているかを確認するポップアップの表示やチェックリスト画面への遷移が行われるような仕組みの実装。
- ・ 違法な行為だけ周知するのではなく、適法な利用事例をまとめたホワイトリストや、教育機関における著作物利用などの権利制限の対象となっている利用と許諾を得て利用する場合の違いに関する資料等を作成し、それを使用した広報の実施。
- ・ 国民に人気のあるアーティストやインフルエンサー等と連携したプロモーション。
- ・ 学生コミュニティ（文芸部、漫画研究会、軽音楽部、演劇部等）の活動に関係する分野のクリエイターとの共同製作と共同発信により、啓発活動を実施。

(以上)